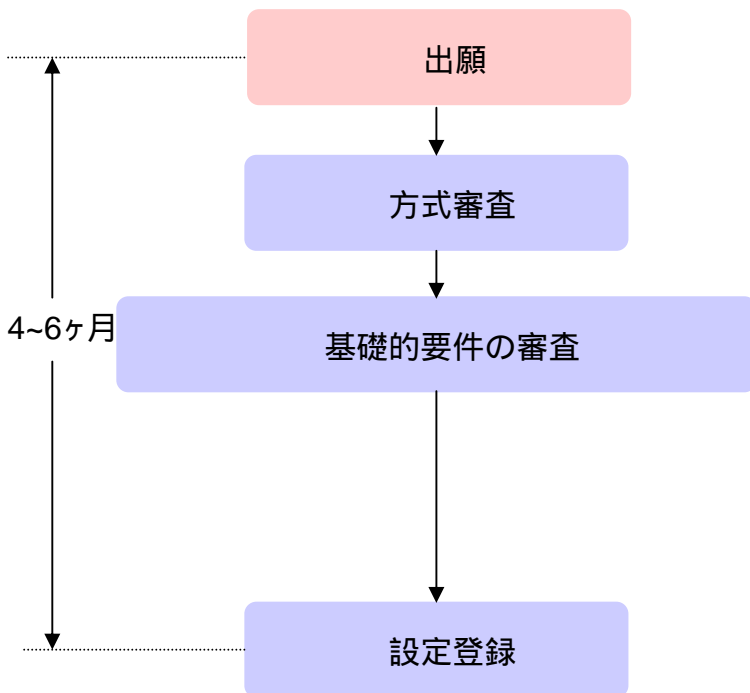
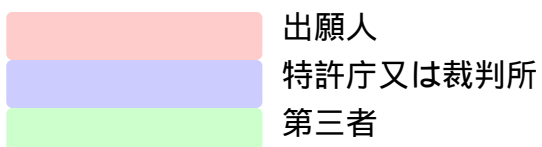


## 実用新案権の取得までの一連の手続



### 実用新案技術評価請求

- ・ 何人も請求可
- ・ 出願以降はいつでも請求可 (権利消滅後も可)
- ・ 技術評価書は何人も閲覧可



## **実用新案登録出願フローの簡単な説明**

### **出願**

- ・願書、実用新案登録請求の範囲、要約書、図面（必須）を提出する。
- ・出願料と登録料（１～３年分）を同時に納付する。

### **基礎的要件審査**

- ・提出書類が基礎的要件を満たしているか否かの審査
- ・基礎的要件を満たしていない場合は補正命令が出される。

<基礎的要件違反の例>

- ・物品の形状、構造又は組み合わせに該当しない
- ・公序良俗違反
- ・単一性違反
- ・必要な記載が無い或いは著しく不明確である

### **方式審査**

- ・提出書類が方式的要件を満たしているか否かの審査
- ・方式的要件を満たしていない場合は補正命令が出される。

### **登録**

- ・基礎的要件及び方式的要件を満たした出願は実体審査を経ることなく登録される。

### **技術評価請求**

- ・特許庁に対して出願又は登録された考案が実体的登録要件（新規性・進歩性等）を満たしているか否かの評価書（技術評価書）を請求する手続
- ・任意の手続であるが、実用新案権に基づいて権利行使を行う際には相手方に技術評価書を提示しなければならない。